第

3072

号

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2006年)$ 平成18年 7月 21日 金曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

○ 事前届出給与が未払いの場合

Q:事前に届出た役員給与と支給額が違った場合はどうなりますか、また、支給額が少なく、その差額を未払いとした場合はどうなりますか?

A:増額支給であればその支給額の全額が 損金不算入、減額支給であれば支給した金額 が損金不算入になります。

【解説】

役員給与は、平成18年4月1日以後開始する事業年度において、その支給時期及び支給金額について事前に所轄税務署長に届出したものをその定めのとおりに支給した場合に限り、損金に算入できることとなっています。

したがって、税務署長に届出した支給額と 実際の支給額とが異なる場合には、事前に支 給額が確定していたといえないことから、事 前届出した給与に該当しないものとなり、そ れが増額支給であれば増額分だけでなく、実 際の支給額の全額が損金不算入となり、また 減額支給であれば実際に支給した金額が損金 不算入となります。

なお、事前に届出した給与は、会社との委 任契約に基づく職務執行の対価であり、確定 しているものですから、未払いが見込まれる 金額が含まれることはないと考えられ、逆に 未払いが見込まれる金額が含まれている場合 には、確定額を届出したものではないとされ るおそれもありますので、注意しなければな りません。この制度を導入するには、よく検 討することが必要です。







